

2018年9月7日

お客様各位

北海道労働金庫

「平成30年北海道胆振東部地震」により被害を受けられた当金庫ローンをご利用中の皆さまへ

この度の地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

北海道労働金庫では、今般の地震被害により道内全域に大きな影響が発生している状況を踏まえ、以下のようなご相談を受付しております。

当金庫ローンをご利用中のお客さまにおかれましては、地震の影響を受けてお困りのことがございましたら、お気軽に<ろうきん店舗>までお申し出ください。

記

● 地震の影響によりローンの定例返済金を返済日までに口座へ入金できなかった方

定例返済日以後のお利息を免除させていただく措置を実施しております。

入金できなかったご事情（ご本人が被災された、勤務先企業の入金事務が遅延した、被害状況の調査や復旧工事の任務に当たっていた等）をお伺いしたうえで対応させていただきます。

※地震被害の発生以前よりご返済に遅れが生じていた方は対象となりません。

● 地震による被災のため今後のローン返済が困難になった方

ご返済方法の見直しなどに関するご相談を承っております。

被災の状況などをお伺いしたうえで、できる限りお客さまのご希望に沿って対応いたします。

なお、ご用意いただく書類等がございますので、事前にお問い合わせください。

《「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について》

「平成30年北海道胆振東部地震」による被災は、災害救助法の適用を受けておりますので、2016年4月より適用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象となります。

地震により被災され、住宅ローンなどの返済が困難となった方は、このガイドラインを活用し、一定の要件のもとで、住宅ローンなどの債務の全部または一部免除を受けて生活の再建を図ることができます。

以上